

支えあって 福祉のまちづくりを **社 協 会 費**

皆様のあたたかいご協力をお願いします

敦賀市社会福祉協議会（市社協）では、社会福祉法により地域福祉を推進する住民会員制度に基づく民間福祉団体として、市民の皆様からの善意の社協会費等に支えられて、地域福祉活動を行っています。

近年、地域社会においては、増え続ける介護ニーズへの対応と介護予防、障がい者の方の自立した地域生活の支援、虐待問題に象徴される高齢者の方や障がい者の方、児童などの権利擁護、社会経済環境の変化などによる生活不安の問題など、さまざまな福祉課題が発生しています。

また、地域で援助を必要とする方の福祉ニーズ（福祉の要望・課題）もますます複雑・多様化しており、公的な福祉サービスだけでは十分に対応できない課題も増えてきています。

こうした状況のなか、誰もが住み慣れた家庭や地域で、その人らしくいきいきとした生活が送れるよう住民、行政、社会福祉協議会、関係機関・団体などが一体となって福祉のまちづくりに取り組んでいく「地域福祉」の

重要性が高まっています。

市社協では、「市民の誰もが、ふれあい、支えあいながら、共に、いきいきと暮らせるぬくもりのある福祉のまちづくり」を進めるため、市民の皆様のご参加・ご協力をいただきながら、福祉のまちづくり推進事業、地区社会福祉協議会福祉活動推進事業といった公共性のある地域福祉事業を推進しています。

市社協では、今年度も例年のとおり区長さんを通じて7月に市民の皆様には社協会費の納入をお願いすることになりました。

もとより、この会費は、市民の皆様の自発的なあたたかいお気持ちで納入願うものですが、ぬくもりのある福祉のまちづくりのため、500円以上の納入につきまして、なにとぞご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、区長さんをはじめとする各区の役員さんには、会費のお願い等について大変お世話になりますが、よろしくお願い申し上げます。

このような **地域福祉事業** に **活用** させていただきます

- ◆地区社会福祉協議会福祉活動推進事業の実施
(地区社会福祉協議会の地域福祉活動費として)
- ◆福祉のまちづくり推進事業の実施
 - ・「あいあい元気アップ教室」の開催
 - ・「元気アップクラブ“あいあい”」の開催
 - ・福祉レクリエーション用品貸出事業の実施
 - ・福祉相談等運営事業の実施
 - ・福祉委員活動の推進
 - ・地域福祉功労者等表彰式の開催
 - ・すこやか長寿のまちづくり推進大会の開催への協力
- ◆地域福祉の推進に係る事務

※社協会費は、公共性のある地域福祉事業に有効に活用します。
(介護保険等事業や障害福祉サービス事業には使用いたしません)



社会福祉法人 敦賀市社会福祉協議会

会費納入袋

令和七年度

支えあって
福祉のまちづくりを

全世帯の皆様
あたたかいご協力を
お願いいたします。

住所・氏名・納入金額の記入は任意です

※新たに特別会員になられた方については特別会員之章を、また正会員になられた方については正会員之章を発行いたします。
※会費納入袋にご記入いただきました個人情報(住所・氏名・納入金額)につきましては、適正に管理し、敦賀市社会福祉協議会の会費募集の目的以外には使用いたしません。

金 額	円
住 所	敦賀市
氏 名	

会員とは

地域福祉推進のために

年 額 500円以上 (一般会員)
年 額 1,000円以上 (正 会 員)
年 額 3,000円以上 (特別会員)

の会費を納入された方

(新たに特別会員になられた方については特別会員之章を、また正会員になられた方については正会員之章を発行いたします。)

皆様から納入いただいた会費は、敦賀市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の地域福祉活動費として活用させていただきます。

※会費の活用方法については裏面のとおりです。

新たに特別会員になられた方には特別会員之章を、また、正会員になられた方については正会員之章をお届けします。



▲特別会員之章 150mm×50mm
▲正会員之章 120mm×50mm

★年額 500円以上 一般会員
★年額 1,000円以上 正 会 員
★年額 3,000円以上 特別会員

社協会費に関するお問い合わせは
敦賀市社会福祉協議会

電話 22-3133(代)
ファックス 22-3785